

定額減税について

月次減税の実務

- ◆この情報は令和6年5月1日時点で公開されている情報を基に作成しています。 ⇒今後変更になる可能性もあることをご了承ください。
- ◆こちらの掲載内容を許可なく無断転載、コピー、再配布することはご遠慮ください。



目次

1. 定額減程		
(1) 概要	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3
(2)対象者	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	5
(3) 減税額	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	6
まとめ	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	10
2. 定額減積		
. ,	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
(2) 住民税	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	23
3. その他	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	25



1. 定額減税とは ~(1)概要~

○どんな制度?

所得税

- 納税者1人当たり3万円減税
- 配偶者含む扶養家族1人当たり3万円減税

住民税

- 納税者1人当たり1万円減税
- 配偶者含む扶養家族1人当たり1万円減税

○何のために?

- ・賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和
- ・デフレ脱却
- ⇒これらのための一時的な措置



1. 定額減税とは ~(1)概要~

○どのように?

所得税

- 令和6年6月以降の給与・賞与の源泉税から順次減額
- 令和6年6月2日以降入社の者は年末調整で

住民税

- 市町村から送られた住民税の特別徴収額に従う
- 雇用者側が計算等する必要なし



雇用者側が計算・管理を行うのは所得税のみ!



1. 定額減税とは ~(2) 対象者~

所得税

- •居住者
- 令和6年分の合計所得金額1,805万円以下※1
- 給与支払者のもとで勤務している人のうち給与等の源泉徴収において甲欄適用者

住民税

- 令和5年分の合計所得金額が1,805万円以下※1
- ※1:給与収入だけなら、<mark>年収2,000万円以下</mark> ただし、所得金額調整控除を受ける場合は<mark>年収2,015万円</mark>以下



所得税

- 納税者1人当たり3万円減税
- 配偶者含む扶養家族1人当たり3万円減税

住民税

- 納税者1人当たり1万円減税
- 配偶者含む扶養家族1人当たり1万円減税

【留意点】

- ここでいう配偶者とは、税務上の「同一生計配偶者」を指す
- ⇒同一生計配偶者とは、次の4つの要件を満たす者をいう
 - ① 民法の規定による配偶者であること
 - ② 納税者と生計を一にしていること
 - ③ 年間の合計所得金額が48万円以下であること(給与収入だけなら103万円以下)
- ④ 青色専従者だがその年において給与の支払いを一度も受けていない、又は白色専従者でないこと



【具体例①】

納税者、配偶者(同一生計配偶者)、扶養親族(子)2人の計4人家族の場合









所得税: 3万円 + 3万円 + 3万円 + 3万円 = <mark>12万円</mark>

住民税: 1万円 + 1万円 + 1万円 + 1万円 = 4万円

<mark>納税者</mark>の給与・賞与から天引きす る源泉所得税・住民税から控除



【具体例②】

納税者、配偶者(同一生計配偶者でない)、扶養でない子1人、扶養親族(子)1人の計4人家族の場合









所得税: 3万円 + 3万円 + 3万円 = <mark>6万円</mark>

住民税: 1万円 + 1 + 1万円 = 2万円

<mark>納税者</mark>の給与・賞与から天引きす る源泉所得税・住民税から控除



【具体例③】

納税者、扶養親族(親)の計2人の場合

※扶養親族(親)は、年金収入のみで扶養に該当する者





所得税: 3万円 + 3万円 = 6万円

住民税: 1万円 + 1万円 = <mark>2万円</mark>

納税者の給与・賞与から天引きする源泉所得税・住民税から控除



1.定額減税とは~まとめ~

	所得税	住民税
制度	・納税者1人当たり3万円減税・配偶者含む扶養家族1人当たり3万円減税※配偶者・扶養親族は所得48万円以下の者・甲欄適用者(乙欄適用者は対象外)	・納税者1人当たり <mark>1万円</mark> 減税 ・配偶者含む扶養家族1人当たり <mark>1万円</mark> 減税 ※配偶者・扶養親族は所得48万円以下の者
作業	 ・従業員の扶養を調査(6月1日時点の在職者) ・各従業員の減税額を計算 ・6月以降の給与・賞与に係る源泉税から減額 ・減税額が0円になるまで管理する ※6月2日以降入社した者は年末調整で対応 ⇒月次での作業は無し 	市町村から送付される通知書に従う

※作業の詳細については、次頁以降を参照



【概要】

①扶養の確認

P12~P15

②<mark>各人別控除</mark> 事績簿の作成

P16

③減税額の

算出 P17~P18 ④給与計算時 に減額

P19~P21

5残額管理

P22

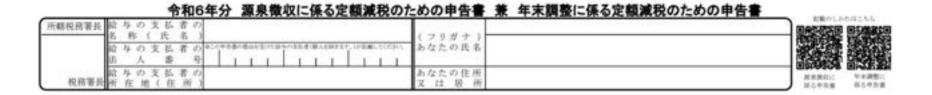
⑥年末調整 で精算

※具体的な実務は省略 します

会社	配布⇒回収	Excel等に作成	計算	③の額を減額	③の額が Oになるまで	毎年同様の 事務作業
社員	記載⇒提出	_	_	_	_	_



手順① 扶養の確認





• 上図の申告書(詳細は次頁)を従業員へ配布



● 各々記入してもらい、5月中に回収

校務署長 給 年 の 支 払 者 の 名 称 (氏 名 給 年 の 支 払 者 の 支 払 者 の 支 払 者 の 去 払 者 の 去 払 者 の 去 払 者 の よ れ 者 の よ れ 者 の ま れ 者 の ま れ 者 の ま れ 者 の ま れ 者 の ま れ 者 の ま れ 者 の ま れ 者 の ま れ 者 の ま れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ	の))) () () () () () () () ((フリガナ) あなたの氏名	<u> 杉調整に係る定額減税のため</u>		
給 年 の 支 払 者 。 投稿署長 所 在 地 (在 所	3			あなたの任所 又 は 原 所			原名無自二 係る中介者 1
含みます。以下間じです。) [:記載した源泉控除対	象配偶者や扶養的	関係及び「給与		です。ただし、「給与所得者の扶養控除 に記載した控除対象配偶者については、 はできません。		
令和6年6月1日以初 Φ 「動な所得者の挟着技 して機由する必要はあり Φ この申告書に同一生計	最初に支払を受け 無等(異額)中の書;は ません。 配偶者又は挟養異族を3	ける給与(賞与 こ記載した原泉技術: 記載して提出した場合	を含みます。 対象形成者、標料 ()であっても、4)の課泉徴収から、以下に おり年扶養親族ス/2.16歳未満の扶養者 F末調整において定額減損額を加算し	の支払目までに、この申告書を給与の支払 記載した者について定額減税額を (域については、既に定額減税額の知道の対象) で対除を受ける際には、同一生計配偶者につい 2人は「年末調整に係る定額減税のための申告	加算して控除を受 に含まれていますので、 いては「給与所得者のが	とけます。 、この中告者に配載 配偶者物除等中告書
年末調整において、	以下に記載した者	について定額	減税額を加加	申告書を給与の支払者に提出して 算して控除を受けます。 8末満の核養親族については、既に3	ください。 類減税額の加算の対象に含まれていますので、	この甲労害に記載し	で提出する必要はあ
申告書を提出する必要が 減投のための申告書」(赤 「加泉県収に係る定額 氏名等」に記載してくだ	あります。この場合、 兼用様式)を使用して長 減減のための甲告書;に さい(この状養製族にご	「絵与所得者の配偶」 他出してください。 に快養親族を記載し ついて「結与所得者」	を投跡等中の書」 で提出した場合で の抗養控除等(算	を提出する人は、この申告書への記 さわっても。「給与所得者の快養問題	(して提出した場合であっても、年末調整の際に (載は不要となりますので、「給与所得者の配」 (等 (異動) 申告書」に記載していない扶養親は (合は、この申告書を提出する必要はありませ)	(6者控除等申告書 兼)(6)については、この申り	年末調整に係る定額
申「前与所得者の挟養物 申告書を提出する必要が 減援のための申告書」 申「解棄機収に係る定額 氏名等」に記載してくだ () 使用する目的に応じて、()	あります。この場合。 兼用様式)を使用して長 減減のための中労害。 さい(この状質製造についずれかの□にチェコ	「絵与所得者の配偶」 連出してください。 に快養拠族を記載し ついて「絵与所得者。 ックを付けてくだ	を接続等申告書」 で提出した場合で の快養控除等(異 さもへ	を提出する人は、この申告書へのま さわっても、「給与所得者の扶養控算 (数) 申告書」に記載して提出する場	(報は不要となりますので、「給与所得者の配 (等 (異動) 申告書」に記載していない扶養親! (合は、この申告書を提出する必要はありませ)	(6者控除等申告書 兼)(6)については、この申り	年末調整に係る定額
申「前与所得者の挟養物 申告書を提出する必要が 減援のための申告書」 申「解棄機収に係る定額 氏名等」に記載してくだ () 使用する目的に応じて、()	あります。この場合。 兼用様式)を使用して長 減減のための中労害。 さい(この状質製造についずれかの□にチェコ	「絵与所得者の配偶」 連出してください。 に快養拠族を記載し ついて「絵与所得者。 ックを付けてくだ	を接続等申告書」 で提出した場合で の快養控除等(異 さもへ	を提出する人は、この申告書への記 さわっても。「給与所得者の快養問題	(報は不要となりますので、「給与所得者の配 (等 (異動) 申告書」に記載していない扶養親! (合は、この申告書を提出する必要はありませ)	(6者控除等申告書 兼)(6)については、この申り	※末間整に係る定額 た曲の「扶養製扱の
母「前り所得者の挟養物 申告書を提出する必要が 減投のための中告書」(母「加泉徴収に得る定額 氏名等」に記載してくだ () 使用する目的に応じて、(同一生計配偶者の氏名 ※ 記載しようとする配偶者の (フ リ ガ ナ)	あります。この場合、 乗用様式)を使用して有 減減のための中か高」に さい(この枚養養値についずれかの口にチェッ 本年中の合計所得金数	「絵与所得者の配偶: 動物してください。 、 飲養観路を記載し いて「絵な所得者。 シクを付けてくだ 紙の見精額が48万	を控除等中容書」 で提出した場合で の技費控除等(具 さい、 円を超える場合	を提出する人は、この申告書へのま さあっても、「絵与所得者の快養程度 (動) 申告書」に配載して提出する場 合には、経験を受けることはで:	(戦は不要となりますので、「給与所得者の配」 (等 (異動) 申告書」に記載していない扶養機1 (合は、この申告書を提出する必要はありません をません。	関者控除等中否書 無・ 関については、この中で 人。)。 - 居任者に	ド末調整に係る定額 計画の「快養関係の 本年中の合計所得
申「前5所得者の挟養物 申出書を提出する必要が 減投のための申告書」(示「海泉県収収に帰る定額 氏名等」に記載してくだ) 使用する目的に応じて、(同一生計配偶者の氏名句 記載しようとする配偶者の (フリガナ) 氏名句 カナ ネ	あります。この場合、 乗用値式)を使用して有 減減のための中か高」に さい(この株養養施についずれかの口にチェッ 本年中の合計所得金額	「競与所得者の配偶」 単語してください。 、状質観点を記載した。 に対する に対する に対する になった。 に対する になった。 にな。 になった。 になった。 になった。 になった。 になった。 になった。 になった。 になった。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな	を控除等申告書」 で提出した場合での快音控除等(異さい、 円を超える場合	を提出する人は、この申告書への員 のあっても、「給与所得者の扶養的別 (動)申告書」に配載して提出する場 会には、整除を受けることはで: 生年月日 明明 ・大平	(報は不要となりますので、「給与所得者の配」 (等 (製動) 申告書」に記載していない扶養機 (合は、この申告書を提出する必要はありません をません。 配偶者の住所又は居所	関者控除等中容書 無 (例については、この中(ん。)。	ド末調整に係る定額 を書の「快養報扱の 本年中の合計所引
申「前5所得者の挟養物 申出書を提出する必要が 減投のための申告書」(示「海泉県収収に帰る定額 氏名等」に記載してくだ) 使用する目的に応じて、(同一生計配偶者の氏名句 記載しようとする配偶者の (フリガナ) 氏名句 カナ ネ	あります。この場合、 乗用値式)を使用して有 減減のための中か高」に さい(この株養養施についずれかの口にチェッ 本年中の合計所得金額	「競与所得者の配偶」 単語してください。 、状質観点を記載した。 に対する に対する に対する になった。 に対する になった。 にな。 になった。 になった。 になった。 になった。 になった。 になった。 になった。 になった。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな	を控除等申告書」 で提出した場合での快音控除等(異さい、 円を超える場合	を提出する人は、この申告書へのま さあっても、「給与所得者の快養物料 (動)申告書」に記載して提出する場 合には、経験を受けることはでき 生年月日 明期	(報は不要となりますので、「給与所得者の配」 (等 (製動) 申告書」に記載していない扶養機 (合は、この申告書を提出する必要はありません をません。 配偶者の住所又は居所	関者控除等中容書 無 (例については、この中(ん。)。	ド末調整に係る定額 を書の「扶養既扱の 本年中の合計所で 金額の見積額
申「前々所得者の挟養権 申告書を提出する必要が 減援のための申告書」 (申「加泉徴収に得る定額 氏名等」に記載してくだ (申 生計配偶者の氏名を を 記載しようとする配偶者の (クリガナ) 氏表 を ままりとする配偶者の (クリガナ) (クリガナ)	あります。この場合、 乗用値式)を使用して有 両減のための中方面」に さい(この株養製施についずれかの口にチェッ 本年中の合計所得金額 毎	「競与所得者の配偶」 連出してください。 、状質視点を記載した。 、状質視り所得者。 ックを付けてくだ 類の見積額が48万円 人 番	を超える場合に を超える場合に を超える場合	を提出する人は、この申告書への自 のあっても、「給与所得者の扶養的は (動)申告書」に配載して提出する場合には、整除を受けることはで: 生年月日 明明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(報は不要となりますので、「給与所得者の配 (等 (異動) 申告書」に記載していない技書報 (合は、この申告書を提出する必要はありません をません。 配偶者の住所又は居所	関者控除等中容書 無 (依については、この申刊 人。)。	ド末調整に係る定額 を書の「快養異族の 本年中の合計所有 金額の見積額 本年中の合計所有
申「前与所得者の挟養権 申告書を提出する必要が 減投のための申告書」 (東「加泉徴収に得る定額 氏名等」に記載してくだ () 使用する目的に応じて、(同一生計配偶者の氏名句 () 対 カ ナ) () 共 数 カ ナ) () 大 数 数 しようとする配偶者の () カ カ ナ) () 大 数 数 しようとする配偶者の () カ カ カ カ) () 大 数 数 しようとする の 数 次 の た の た の た の た の た の た の た の た の た の	あります。この場合、 乗用値式)を使用して有 両減のための中方面」に さい(この株養製施についずれかの口にチェッ 本年中の合計所得金額 毎	「競与所得者の配偶」 連出してください。 、状質視点を記載した。 、状質視り所得者。 ックを付けてくだ 類の見積額が48万円 人 番	を超える場合に を超える場合に を超える場合	を提出する人は、この申告書へのま さあっても、「給与所得者の快養物料 (動)申告書」に記載して提出する場 合には、結論を受けることはでき 生年月日 明明 大平 には、終験を受けることはでき 連続 生 年 月 日	(報は不要となりますので、「給与所得者の配 (等 (異動) 申告書」に記載していない技書報 (合は、この申告書を提出する必要はありません をません。 配偶者の住所又は居所	関者控験等中容書 無・ (株については、この中代 (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株)	ド末調整に係る定額 を書の「快養製扱の 本年中の合計所有 金額の見精額 本年中の合計所有



【補足1】

令和6年6月1日までに在籍している者はこちらにチェック



令和6年6月2日以降に入社した者はこちらにチェック



【補足2】



<u>夫婦共働き</u>、かつ、<u>扶養の子供がいる</u>場合等は、<mark>どちらか一方</mark>の申告書に記載すること!!⇒夫の方で書いたら妻の申告書には書かない!!



手順② 各人別控除事績簿の作成

作成義務はないが、作成すると 整理しやすい





手順③ 減税額の算出

①で回収した申告書を基に、各人の減税額を計算

【例】

納税者、配偶者(同一生計配偶者)、扶養親族(子)1人の計3人家族の場合







<mark>納税者</mark>の給与・賞与から天引き する源泉所得税・住民税から控除

所得税: 3万円 + 3万円 + 3万円 = <mark>9万円</mark>



【源泉徴収に係る定額減税のための申告書】



【各人別控除事績簿】



30,000円 + 30,000円 × 2名 = 90,000円 納税者 扶養人数



手順④ 給与計算時に減額

この数字を源泉税から減額する!





手順④ 給与計算時に減額

【例】 令和6年6月分 給与一覧

いくら控除したか別記した方がよい

	支	差 給	項	目
氏 名	基本給	役職	通勤手当	時間外等
А	250,000	20,000	8,800	0
В	200,000	15,000	5,300	0
С	200,000	0	3,500	8,500

源泉 徴収額	定額減税額 (所得税)	差引 源泉徴収額
8,000	▲8,000	0
6,000	▲ 6,000	0
3,000	▲3,000	0



手順④ 給与計算時に減額

給与明細書

基本給 250,000円 役職手当 20,000円 通勤手当 8,800円

源泉所得税 8,000円

定額減税額

▲8,000円

従業員へ交付する給与明細書には、<mark>月次減税額</mark> のうち控除した金額を表示する必要がある。

※余白がない場合は、別紙に記載して給与明細書 と一緒に渡してもよい



従業員が自分の減税額と減税額の残額を把握できるように!







2. 定額減税の実務 ~(2)住民税~

特別徴収額の 通知

- 市町村から送付される住民税の通知書を受領
- 減税された金額で通知書が届く(前年分の所得を基に自治体が計算)

給与から 天引き

- 通知書に従い通常通り給与から天引き
- 但し、6月分は納付額無し(7月から均等に納付)

自治体へ納付

- 天引きした住民税を納付
- 納付書に記載された金額を納付するだけ



2. 定額減税の実務 ~(2)住民税~

【留意点】

- ◆ 6月分の住民税は0円となるため、給与天引きしないこと
- ◆ 住民税の年額を7月から翌年5月の計11カ月で均等に納付することとなる

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
O	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

11ヵ月で均等納付



3. その他

- ◆この情報は令和6年5月1日時点で公開されている情報を基に作成しています。
 - ⇒今後変更になる可能性もあることをご了承ください。
- ◆定額減税は月次で対応することが原則ですが、最終的には年末調整で確定額を計算します。
 - ⇒扶養の数が月次と年末調整時で異なる場合、還付又は徴収額が大きくなる可能性があります。
 - ⇒共働き夫婦の扶養人数は誤りが起きやすいと想定されます。従業員への説明をお願い致します。
- ◆住民税の場合、前年に提出された給与支払報告書などを基に減税額が計算されます。
 - ⇒令和6年度で扶養に変更があれば、<mark>令和7年度の住民税で調整</mark>されます。